

目 次

津市告示

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

放置自転車等の撤去及び保管

行旅死亡人の告示

行旅死亡人の告示

市道路線の区域変更

公示送達

平成27年産水稻の共済金の支払額等の公表

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効告示

戸籍住民基本台帳手数料等の手数料徴収事務の一部委託

津市公告

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

平成27年11月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

選挙人名簿からの抹消者

津市告示第 2 7 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 0 0 2 河芸町島崎町線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白塚町字境 1573 番 4 地先から 津市白塚町字境 1581 番 4 地先まで	旧	8.0～19.1	123.7
津市白塚町字境 1573 番 4 地先から 津市白塚町字境 1581 番 4 地先まで	新	8.0～8.0	123.7

2 路線名 1 1 5 9 栗真小川町第 1 号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市栗真小川町字中沢 851 番地先から 津市栗真小川町字中沢 861 番地先まで	旧	1.5～1.5	138.0
津市栗真小川町字中沢 851 番地先から 津市栗真小川町字中沢 861 番地先まで	新	2.0～6.0	177.0

津市告示第 2 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 0 0 2	河芸町島崎町線	津市白塚町字境 1573 番 4 地 先から	平成 2 7 年 1 2 月 4 日
		津市白塚町字境 1581 番 4 地 先まで	
1 1 5 9	栗真小川町第 1 号線	津市栗真小川町字中沢 851 番 地先から	平成 2 7 年 1 2 月 4 日
		津市栗真小川町字中沢 861 番 地先まで	

津市告示第 2 7 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
白塚町地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 6 日
一身田平野地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 6 日
乙部地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 6 日
大門地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日
藤方地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日
片田志袋町地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日
一身田中野地内	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日
久居駅前第二公共自転車等駐車場	3 1	平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日
豊が丘おおぞら公園	1	平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 7 3 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

妊娠数週 3 2 週（推定） 女

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成 2 7 年 3 月 3 0 日午後 1 時 3 0 分頃、津市美杉町下之川 1 8 7 5 番地
旧下之川診療所診察室内において美杉総合支所職員が発見。

7 死亡年月日及び原因

不詳

8 その他参考事項

遺体は瓶の中で薬品により保存されていたと考えられ、津南警察署の調べ
において、身元が明らかにならなかったため、平成 2 7 年 5 月 1 日津南警察
署より遺体の引渡しを受け、翌 2 日午前 9 時 6 分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第 2 7 4 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

推定 2 0 歳代～4 0 歳代
男

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成 2 7 年 8 月 5 日 午前 2 時 5 4 分、津市城山三丁目 1 4 番 3 3 号
アーバンヒルズ城山北側駐車場において同マンション住人が発見。

7 死亡年月日及び原因

推定 平成 2 7 年 8 月 5 日 午前 2 時 3 0 分頃
脳挫滅

8 その他参考事項

津南警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成 2 7
年 9 月 9 日津南警察署より遺体の引渡しを受け、同 1 1 日午前 9 時 5 6 分津
市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第 2 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 2 1 4 7 新尺 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白山町川口字新尺 4181 番 1 地先から 津市白山町川口字新尺 4181 番 1 地先まで	旧	2.5～9.0	95.1
津市白山町川口字新尺 4179 番 3 地先から 津市白山町川口字新尺 4181 番 15 地先まで	新	2.9～9.0	69.0

津市告示第 2 7 6 号

下記の者の平成 2 7 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	

津市告示第 2 7 7 号

平成 2 7 年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 4 1 条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表する。

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成27年産 農作物共済(水稻)加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地 区 名		農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払額(円)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
A1	津市 藤水	垂水北中	891	178,200	平成27年12月22日	口座振込
A2	津市 白塚	白塚	94	18,800	同上	同上
A3	津市 神戸	神戸第2 下村	127	25,400	〃	〃
A4	津市 神戸	神戸第2 笛瀬古	219	43,800	〃	〃
A5	津市 神戸	野田第1 観音組	87	17,400	〃	〃
A6	津市 櫛形	殿村	566	113,200	〃	〃
A7	津市 櫛形	殿村	11,363	2,272,600	〃	〃
A8	津市 櫛形	殿村	838	10,056	〃	〃
A9	津市 櫛形	五軒町	733	146,600	〃	〃
A10	津市 櫛形	産品1	282	56,400	〃	〃
A11	津市 櫛形	産品2	246	49,200	〃	〃
A12	津市 櫛形	産品2	471	94,200	〃	〃
A13	津市 片田	葉王寺	104	20,800	〃	〃
A14	津市 片田	久保世古垣内	155	31,000	〃	〃
A15	津市 片田	田中2	217	43,400	〃	〃
A16	津市 片田	長谷場北出	571	114,200	〃	〃
A17	津市 大里	西睦合	47	564	〃	〃
A18	津市 大里	岡山	303	60,600	〃	〃
A19	津市 高野尾	里北	320	64,000	〃	〃
B1	河芸町	南黒田	136	27,200	〃	〃
C1	芸濃町 明	楠原中	93	18,600	〃	〃
C2	芸濃町 明	楠原東	91	18,200	〃	〃
C3	芸濃町 明	中縄	148	29,600	〃	〃
C4	芸濃町 明	中縄	31	6,200	〃	〃
C5	芸濃町 明	忍田	10	2,000	〃	〃
C6	芸濃町 安西	北神山	370	74,000	〃	〃
C7	芸濃町 安西	萩野	145	29,000	〃	〃
C8	芸濃町 安西	萩野	121	24,200	〃	〃
C9	芸濃町 安西	萩野	165	33,000	〃	〃
C10	芸濃町 安西	萩野	414	82,800	〃	〃
C11	芸濃町 安西	萩野	567	113,400	〃	〃
C12	芸濃町 安西	岡本	18	3,600	〃	〃
C13	芸濃町 雲林院	市場	104	20,800	〃	〃
D1	安濃町 草生	岩城	15	3,000	〃	〃
D2	安濃町 草生	岩城	288	57,600	〃	〃
D3	安濃町 草生	岩城	147	1,764	〃	〃
D4	安濃町 草生	仲之郷	112	22,400	〃	〃
D5	安濃町 草生	生水	149	29,800	〃	〃
D6	安濃町 草生	生水	203	40,600	〃	〃
D7	安濃町 草生	二子	332	66,400	〃	〃
D8	安濃町 草生	二子	6,162	1,232,400	〃	〃
D9	安濃町 村主	井上	2,758	551,600	〃	〃
D10	安濃町 村主	浄土寺	184	36,800	〃	〃
D11	安濃町 明合	野口	591	118,200	〃	〃
D12	安濃町 明合	栗加	158	31,600	〃	〃
D13	安濃町 明合	栗加	1,302	260,400	〃	〃
D14	安濃町 明合	栗加	284	56,800	〃	〃
E1	美里町 高宮	五百野	434	86,800	〃	〃
E2	美里町 高宮	足坂	31	6,200	〃	〃
E3	美里町 高宮	三郷	1,130	226,000	〃	〃
E4	美里町 長野	南長野	459	91,800	〃	〃
E5	美里町 長野	細野	30	6,000	〃	〃
E6	美里町 長野	細野	438	87,600	〃	〃
E7	美里町 長野	平木	425	85,000	〃	〃
E8	美里町 長野	中野	1,034	206,800	〃	〃
E9	美里町 辰水	家所	910	182,000	〃	〃
E10	美里町 辰水	家所	591	118,200	〃	〃
E11	美里町 辰水	家所	1,101	220,200	〃	〃
E12	美里町 辰水	穴倉	416	83,200	〃	〃

加入者	地 区 名		農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払額(円)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
E13	美里町	辰水 穴倉	2,281	456,200	〃	〃
E14	美里町	辰水 高座原	110	22,000	〃	〃
E15	美里町	辰水 日南田	95	19,000	〃	〃
E16	美里町	辰水 日南田	367	73,400	〃	〃
E17	美里町	辰水 日南田	1,755	351,000	〃	〃
E18	美里町	辰水 日南田	896	10,752	〃	〃
E19	美里町	辰水 船山	245	49,000	〃	〃
F1	美杉町	竹原① 竹原 宝生	1,873	374,600	〃	〃
F2	美杉町	竹原① 竹原 中野	553	110,600	〃	〃
F3	美杉町	八知① 八知 大野中	143	28,600	〃	〃
F4	美杉町	太郎生(中) 太郎生 寺脇	363	72,600	〃	〃
F5	美杉町	太郎生(中) 太郎生 下出	276	55,200	〃	〃
F6	美杉町	太郎生(下) 太郎生 上登	232	46,400	〃	〃
F7	美杉町	太郎生(下) 太郎生 上登	438	87,600	〃	〃
F8	美杉町	伊勢地② 石名原 払戸東	55	11,000	〃	〃
F9	美杉町	八幡 奥津 波籠	52	10,400	〃	〃
F10	美杉町	多気 丹生俣 宮垣内	118	23,600	〃	〃
F11	美杉町	多気 丹生俣 中俣	134	26,800	〃	〃
F12	美杉町	多気 上多気 立川	110	22,000	〃	〃
F13	美杉町	多気 下多気 漆	73	14,600	〃	〃
F14	美杉町	下之川 下之川 山口	201	40,200	〃	〃
F15	美杉町	下之川 下之川 山本	28	5,600	〃	〃
F16	美杉町	下之川 下之川 不動之口	126	25,200	〃	〃
F17	美杉町	下之川 下之川 不動之口	89	17,800	〃	〃
F18	美杉町	下之川 下之川 不動之口	189	37,800	〃	〃
F19	美杉町	下之川 下之川 中津	14	2,800	〃	〃
G1	白山町	家城 南家城 本町6	1,569	313,800	〃	〃
G2	白山町	家城 北家城 上出	96	19,200	〃	〃
G3	白山町	家城 北家城 上出	435	5,220	〃	〃
G4	白山町	家城 北家城 開下	22	4,400	〃	〃
G5	白山町	家城 藤 東出	167	33,400	〃	〃
G6	白山町	家城 藤 飛野	250	50,000	〃	〃
G7	白山町	家城 真見	13	2,600	〃	〃
G8	白山町	家城 真見	44	8,800	〃	〃
G9	白山町	川口 川口 北1	421	84,200	〃	〃
G10	白山町	川口 川口 御城3	704	140,800	〃	〃
G11	白山町	川口 川口 岩脇	105	21,000	〃	〃
G12	白山町	川口 川口 大広4	137	13,700	〃	〃
G13	白山町	川口 川口 並木	250	50,000	〃	〃
G14	白山町	大三 二本木 中徳田2	359	71,800	〃	〃
G15	白山町	大三 二本木 西徳田上出	255	51,000	〃	〃
G16	白山町	大三 二本木 西徳田裏	27	5,400	〃	〃
G17	白山町	大三 二本木 浜城西部	115	23,000	〃	〃
G18	白山町	大三 二本木 向居上	1,091	218,200	〃	〃
G19	白山町	大三 二本木 向居山出南4	5,597	1,119,400	〃	〃
G20	白山町	大三 二本木 並木	14	2,800	〃	〃
G21	白山町	大三 二本木 並木	1,266	253,200	〃	〃
G22	白山町	倭 佐田 口佐田田辺	170	34,000	〃	〃
G23	白山町	倭 佐田 中佐田南	14	2,800	〃	〃
G24	白山町	倭 佐田 中佐田北出	268	53,600	〃	〃
G25	白山町	倭 佐田 奥佐田東出	13	2,600	〃	〃
G26	白山町	倭 佐田 奥佐田西出	311	62,200	〃	〃
G27	白山町	倭 佐田 奥佐田西出	500	100,000	〃	〃
G28	白山町	倭 佐田 上佐田前	405	81,000	〃	〃
G29	白山町	倭 中ノ村 上	179	35,800	〃	〃
G30	白山町	倭 南出 西出	740	148,000	〃	〃
G31	白山町	倭 南出 下出	90	18,000	〃	〃
G32	白山町	倭 南出 宮ノ裾下	275	55,000	〃	〃
G33	白山町	倭 上ノ村 辻	398	79,600	〃	〃

加入者	地 区 名		農作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払額(円)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
G34	白山町 倭	上ノ村 辻	682	136,400	〃	〃
G35	白山町 八ツ山	八対野 1区中	141	28,200	〃	〃
G36	白山町 八ツ山	八対野 1区西	2,313	462,600	〃	〃
G37	白山町 八ツ山	八対野 1区上	125	25,000	〃	〃
G38	白山町 八ツ山	八対野 1区上	185	37,000	〃	〃
G39	白山町 八ツ山	稲垣 上出	46	9,200	〃	〃
G40	白山町 八ツ山	稲垣 上出	659	131,800	〃	〃
G41	白山町 八ツ山	稲垣 中出	244	48,800	〃	〃
G42	白山町 八ツ山	稲垣 下出	74	14,800	〃	〃
G43	白山町 八ツ山	山田野 北出区東	3,081	616,200	〃	〃
G44	白山町 八ツ山	山田野 美里区西	204	40,800	〃	〃
H1	一志町 大井	一志片山	234	46,800	〃	〃
H2	一志町 大井	一志東山	94	18,800	〃	〃
H3	一志町 波瀬	一志下ノ世古	53	10,600	〃	〃
H4	一志町 波瀬	一志遠河	131	26,200	〃	〃
H5	一志町 波瀬	一志遠河	399	79,800	〃	〃
H6	一志町 波瀬	一志遠河	259	51,800	〃	〃
H7	一志町 波瀬	一志岩垣内	1,767	353,400	〃	〃
H8	一志町 波瀬	一志川原出	410	82,000	〃	〃
H9	一志町 波瀬	一志川原出	1,556	18,672	〃	〃
H10	一志町 波瀬	一志若杣	733	146,600	〃	〃
H11	一志町 波瀬	一志室ノ口	24	4,800	〃	〃
H12	一志町 波瀬	一志室ノ口	165	33,000	〃	〃
H13	一志町 川合	一志上垣内	88	17,600	〃	〃
H14	一志町 川合	一志上垣内	3	600	〃	〃
H15	一志町 川合	一志中屋敷	70	14,000	〃	〃
H16	一志町 川合	一志片野	264	52,800	〃	〃
H17	一志町 川合	一志小山	15	3,000	〃	〃
H18	一志町 川合	一志小山	324	64,800	〃	〃
H19	一志町 高岡	一志田尻 1	81	16,200	〃	〃
H20	一志町 高岡	一志田尻 2	405	81,000	〃	〃
H21	一志町 高岡	一志日置	2,343	468,600	〃	〃
H22	一志町 高岡	一志其倉	57	11,400	〃	〃
I1	旧久居	久居久居 1	413	82,600	〃	〃
I2	旧久居	久居久居 1	123	24,600	〃	〃
I3	旧久居	久居久居 1	729	145,800	〃	〃
I4	久居 桃園	久居牧	80	16,000	〃	〃
I5	久居 七栗	久居庄田	105	21,000	〃	〃
I6	久居 七栗	久居庄田	152	30,400	〃	〃
I7	久居 七栗	久居庄田	232	46,400	〃	〃
I8	久居 七栗	久居庄田	619	123,800	〃	〃
I9	久居 稲葉	久居上稲葉	6,066	72,792	〃	〃
I10	久居 榑原	久居榑原1区	952	190,400	〃	〃
I11	久居 榑原	久居榑原1区	154	30,800	〃	〃
I12	久居 榑原	久居榑原1区	594	118,800	〃	〃
I13	久居 榑原	久居榑原1区	10,274	256,850	〃	〃
I14	久居 榑原	久居榑原2区	1	200	〃	〃
I15	久居 榑原	久居榑原4区	408	81,600	〃	〃
I16	久居 榑原	久居榑原4区	265	53,000	〃	〃
I17	久居 榑原	久居榑原4区	52	10,400	〃	〃
I18	久居 榑原	久居榑原5区	358	71,600	〃	〃
I19	久居 榑原	久居榑原5区	202	40,400	〃	〃
I20	久居 榑原	久居榑原5区	300	60,000	〃	〃
I21	久居 須ヶ瀬	久居須ヶ瀬	117	23,400	〃	〃
I22	久居 須ヶ瀬	久居須ヶ瀬	3	600	〃	〃
合 計		173人	106,275	17,566,170		

下記の者の差押解除通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年12月9日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	○○ ○	差押解除通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 7 9 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 6 0 9 1 0 7	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日
7 1 1 5 4 0 0	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 1 1 月 9 日
9 2 2 7 1 9 3	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

津市告示第 280 号

地方自治法施行令（昭和 22 年条例第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり手数料の収納に関する事務の一部を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 12 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託先

(1) 名称

テンプスタッフ・ピープル株式会社 津オフィス

(2) 主たる事務所の所在地

津市羽所町 375 番地 百五・明治安田ビル 3 階

2 委託期間

平成 28 年 1 月 4 日から平成 30 年 12 月 28 日まで

3 収納する手数料

(1) 戸籍手数料

(2) 住民票手数料

(3) 印鑑証明手数料

(4) 戸籍住民諸手数料

(5) 印鑑登録証交付手数料

(6) 税務諸手数料

4 収納方法

現金

津市公告第 1 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市美川町14番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市羽所町556番地
中部立地計画株式会社
代表取締役 島 幸一

津市公告第 1 3 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

2 抑留期間 平成 2 7 年 1 2 月 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市栗真中 山町	ミニチュア ピンシャー	黒茶	雌	小	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 3 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 1 2 月 1 日

2 抑留期間 平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市白山町 川口	雑種	茶黒	雄	中	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 3 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 7 年 1 2 月 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市片田志袋町字中反2315番ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス
代表取締役 竹内 修一

津市公告第 1 3 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業告示第 19 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 27 年 12 月 10 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
中央環境総設株式会社	四日市市生桑町 486	平成 27 年 11 月 18 日

津市上下水道事業告示第20号

津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）第11条第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成27年12月10日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
刀根設備工業	伊勢市辻久留一丁目 12 番 14 号	平成27年11月19日

津市上下水道事業告示第 2 1 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
刀根設備工業	伊勢市辻久留 1 丁目 1 2 番 1 4 号	平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
中央環境総設 株式会社	四日市市生桑町 4 8 6 番地	平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
三重温水設備	鈴鹿市南若松町 4 0 3 番地 3 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

津市選挙管理委員会告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成27年津市選挙管理委員会告示第107号は廃止する。

平成27年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1	50分の1の数	4,547人
2	6分の1の数	37,888人
3	3分の1の数	75,776人

津市選挙管理委員会告示第 1 1 6 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成 2 7 年 1 2 月 2 日